

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年2月1日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月22日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 寺井本町水路地区	高松市産業部土地改良課
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 男井間9号堰地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南真行寺地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高木北地区	〃